

第2節 項目別審査基準

第1 内装制限の取扱い

建築物の内装制限は、①火災の成長を遅らせ、②煙の発生を少なくし、③安全に避難ができるように室内面の仕上げ材料に制限を加えている。

内装制限の対象となる部分は、居室及び居室から地上に通じる主たる廊下、階段、その他の通路の壁及び天井（天井のない場合は屋根）の室内に面する部分であり、回り縁、窓台、その他これらに類する部分は、対象から除かれる。（建基政令第128条の5）

また、建基法上では、床面から高さ1.2m以下の部分（以下「腰壁」という。）の内装は、制限の対象外となる場合がある。

※ 消防法上の内装制限の規定では、腰壁部分を含め、壁すべてを対象とすることに留意が必要である。

1 内装制限を受ける建築物等（建基法第35条の2）

内装制限の規制を受ける建築物、部分等について、第1-1表のとおりである。

第1-1表 内装制限一覧（凡例 m²：床面積、{m²}：延べ面積）

適用建築物等		適用区分			内装制限部分		仕上材料			関係条項（建基政令） ○：項 （）：号
		耐火建築物 注4	準耐火建築物	その他の建築物	建築物の部分	仕上部分	不燃	準不燃	難燃	
特殊建築物等	① 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場	客席 $\geq 400\text{ m}^2$	客席 $\geq 100\text{ m}^2$	居室	天井、壁(床上) $\leq 1.2\text{m}$ を除く)	○	○	○	※ 注7	128条の4 ①(1) 128条の5 ①(1)
					廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	—	
特殊建築物等	② 病院、診療所、（患者の収容施設があるもの）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、共同住宅、老人ホーム、児童福祉施設等（建基政令第19条1項参照）	3階以上 $\geq 300\text{ m}^2$ {100 m ² （共同住宅住戸200 m ² ）以内ごとに準耐火構造の床、壁、防火設備で区分された居室を除く}	2階部分 $\geq 300\text{ m}^2$ 注6{イ準耐建築物の場合同左} $\geq 200\text{ m}^2$	居室	天井、壁(床上) $\leq 1.2\text{m}$ を除く)	○	○	○	※ 注7	
					廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	—	

特 殊 建 築 物 等	③	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業の店舗(≤10m ² 除く)	3階以上≥1,000m ²	2階部分≥500m ²	≥200m ²	居室	天井、壁(床上≤1.2mを除く)	○	○	○	注7
						廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	—	
	④	自動車車庫、自動車修理工場	全部	当該用途部分の地上への通路	天井、壁	○	○	—	128条の4①(2) 128条の5②		
	⑤	地階、地下工作物内に設ける居室で前①②③の用途のものを有する特殊建築物	全部	居室、廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	—	128条の4①(3) 128条の5③		
	⑥	階数、規模によるもの ただし、次のものを除く 1. 学校(126条の2①) 2. 耐火建築物又はイ準耐火建築物で高さ31m以下の部分にある居室で100m ² 以内ごとに準耐火区画され、かつ、特殊建築物の用途に供しないもの 3. ②欄の用途のもので高さ31m以下の部分は②欄の規定による	・階数が3以上で延べ面積>{500m ² } ・階数が2で延べ面積>{1,000m ² } ・階数が1で延べ面積>{3,000m ² }	居室	天井、壁(床上≤1.2mを除く)	○	○	○	注7	128条の4②③ 128条の5①(1)	
				廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	—			

特殊建築物等	(7)	無窓居室	開放開口面積(天井又は天井から下方80cm以内の部分)が床面積の1/50のもの	当該居室>50m ² (天井高さ6mを超えるものを除く)	居室、廊下、階段、通路	天井、壁	○	○	-	128条の3の2 128条の5⑤
			温度、湿度の調整を要する作業室で建基政令20条の有効採光面積がないもの	全部 (天井高さ6mを超えるものを除く)						
(8)	火気使用室	住宅	調理室、浴室その他火気使用設備があるもの	階数2以上の建築物の最上階以外の階にある部分 全部	当該室	天井、壁	○	○ 注8	-	128条の4④ 128条の5① (2) 128条の5条⑥
		住宅以外	調理室、浴室、ボイラ一室その他火気使用設備があるもの					○		
特定の場合	(9)	11階以上(防火区画制限階床面積100m ² を緩和する場合)	100m ² を超え200m ² 以内に防火区画(特定防火設備による)された部分	当該部分	天井、壁 (床上≤1.2m)	○下地とも	○下地とも	-	112条⑥	
			100m ² を超え500m ² 以内に防火区画(特定防火設備による)された部分			○下地とも	-	-		

	⑩	建基法の規定により準耐火建築物としたもので、防火区画を緩和する場合(体育館、工場など及び階段室、昇降路の部分)		イ準耐45分、ロ準耐1号で500m ² 1時間、ロ準耐2号で1,000m ² を超えて防火区画する部分		当該部分	天井、壁	○	○	-	112条④
特定の場合	⑪	地下街	各構え(防火区画制限床面積100m ² を緩和する場合)	100m ² を超え200m ² 以内に防火区画(特定防火設備による)された部分	当該部分	天井、壁(床上≤1.2m)	○	○	-	128条の3⑤	
				100m ² を超え500m ² 以内に防火区画(特定防火設備による)された部分		○下地とも	-	-	-		
		地下道	全部		天井、壁	○下地とも	○	-	-	128条の3①(3)	

* 3階以上に居室を有する場合は、当該用途に供する居室の天井仕上げを準不燃材料とする。

注1 ①～⑧の規定は、自動式消火設備(スプリンクラー・水噴霧消火・泡消火設備等)及び建基政令第126条の3の規定による排煙設備を設けた部分には適用しない。(建基政令第129条⑦)=除外規定

注2 ⑨～⑪の規定について、自動式消火設備(スプリンクラー・水噴霧消火・泡消火設備等)を設けた部分については、防火区画の面積が2倍まで緩和される。(建基政令第112条①)

注3 内装制限の規定で2以上の規定に該当する建築物の部分は最も厳しい規定が適用される。

注4 1時間準耐火構造の下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。

注5 準耐火建築物又は特定避難時間が45分以上1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物

注6 病院、診療所は2階に患者の収容施設がある場合に限る。

注7 天井の仕上材料を不燃材料又は準不燃材料とした居室については仕上材料を難燃材料同等とみなす技術基準がある(平成12年告1439号)

注8 一戸建て住宅のこんろ、固定式ストーブ、壁付暖炉、いりの使用室については仕上材料を準不燃材料同等とみなす技術基準がある。(平成21年告225号)

2 防火材料の認定制度

内装用の防火材料には、不燃材料、準不燃材料、難燃材料の3種類があり、通常の火災による火熱が加えられた場合に①一定時間燃焼せず、②防火上有害な損傷が起こらず、③避難上有害な煙やガスが発生しないもので、耐火時間に応じて国土交通大臣が定めたもの又は同大臣の認定を受けたものをいう。(第1-2、1-3表参照)

なお、平成12年6月より、防火材料の認定制度である「通則認定制度」が廃止となり、「個別認定」のみとなっているが、壁紙の防火性能評定については、従来の通則認定と同様の「壁紙と下地基材との組み合わせ」によっている。

第1-2表 防火材料

種類	耐火時間	関係条項	告示で定められた主な材料
不燃 材料	20分	建基法第2条①(9) 建基政令第108条の 2 平12告1400号	陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、金属板、しつくい、石膏ボード(厚さ12mm以上で原紙厚さ0.6mm以下)、ロックウール、グラスウール板
準不燃 材料	10分	建基政令第1条①(5) 平12告1401号	石膏ボード(厚さ9mm以上で原紙厚さ0.6mm以下)、木毛セメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上でかさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上でかさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)、不燃材料
難燃 材料	5分	建基政令第1条①(6) 平12告1402号	難燃合板(厚さ5.5mm以上)、石膏ボード(厚さ7mm以上で原紙厚さ0.5mm以下)、不燃材料、準不燃材料

第1-3表 防火壁装材料の防火性能 (凡例: ◎不燃 ○準不燃 ●難燃)

防火種別	施工方法	防火性能					参考 旧) 防 火級
		ア) 不燃下地 イ) エ) を除く	イ) 不燃石膏 ボード下地	ウ) 準不燃下 地	エ) 金属下地	オ) 難燃下地	
1-1	直張り	◎	◎	○	○		
1-2	直張り	◎	○	○	●		1級
	下張り	○	●	●			
1-3	直張り	◎	○	○			
1-4	直張り	◎	◎	○	◎		
1-5	直張り	◎	◎	○	●		
1-6	直張り	◎	◎	○			

2-1	直張り	○	○	○	○		2級
2-2	直張り	○	○	○	●		
	下張り	●	●	●			
2-3	直張り	○	○	○			
2-4	直張り	○	○	○	●		3級
2-5	直張り	○	○	○			
	下張り	●	●	●			
3-1	直張り	◎	●	●			3級
3-2	直張り	◎	◎	●			4級
3-3	直張り	◎	○	●			
4-1	直張り	○	●	●			4級
4-2	直張り	○	○	●			5級
5-1	直張り	●	●	●			
6-1	直張り	◎	◎				5級
6-2	直張り				◎		

※ 防火種別：左の数字は旧通則認定における検定級に基づく分。右の数字は検定級ごとの一連番号を示す。

※ 同じ壁紙であっても、その基材や施工方法により、それぞれ別の防火認定番号を受けている。

防火認定の例：材料区分 プラスチック製壁紙(ビニールクロス 400 g／m²以下)

防火種別 2-2(旧壁紙材料第 0003 号(防火 2 級品))

基材	施工方法	認定番号	防火性能
不燃石膏ボード	直張り	QM-XXXX	準不燃
準不燃材料	直張り	QM-□□□□	準不燃
金属下地	直張り	RM-△△△△	難燃

※ NM-：不燃材料 QM-：準不燃材料 RM-：難燃材料

※ 下地及び下張りの範囲は、個別認定の内容による。

建基法上の運用・取扱い（抜粋）

- ① 無窓の居室の内装制限（建基法第 35 条の 2、建基政令第 128 条の 3 の 2）
- 天井の高さが 3 m 以上の無窓の居室に設けた排煙口が、床面からの高さが 2.1 m 以上で、かつ、天井(天井の無い場合は屋根)の高さの 1/2 以上の壁の部分に設けられている場合(平成 12 年建設省告示第 1436 号の三号口)は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについては内装制限を適応しないものとする。

② 建基法第35条の2の規定による火気使用室とは(建基政令第128条の4第4項)

住宅では階数が2以上で、主要構造部を耐火構造とした住宅の最上階以外の階の火気使用室が内装制限を受け、住宅以外にあっては全ての火気使用室が内装の制限を受ける。

火気使用室とは、調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの。

③ 電磁誘導加熱式調理器等設置室の内装制限除外

電磁誘導加熱式調理器は、電磁誘導により加熱、調理するものであり、火気を使用しないため、建基法第35条の2に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しない。

また、季節的にストーブを使用又は臨時的にコンロを使用する室は、内装制限の対象としない。

ただし、暖炉、炉等を建築物の部分として設けた室は、その使用が季節的であっても内装制限の対象となる。(室内装飾的な暖炉で火気を使用しないものは除く。)

※ 火災予防条例上、調理器と周囲の離隔距離等は、規制の対象となるので留意すること。

第2 防炎対象物の取扱い

1 防炎の趣旨

内装制限とは別に、カーテン、じゅうたん、どん帳等の燃え広がりやすいものは、出火、延焼防止の観点からも、たとえ炎が接しても燃え広がらないような処理が必要である。特に人命危険の高い特定防火対象物や高層建築物では、その必要性が高いため防炎性能を有した防炎物品の使用を義務づけしている。

2 防炎防火対象物

防炎性能を有する防炎対象物品を使用しなければならない防火対象物は次による。

(1) 法により指定される対象物（法第8条の3）

高層建築物・地下街

(2) 政令により指定される対象物（政令第4条の3）

政令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項並びに(16)項に掲げる防火対象物で、前記いずれかに該当する用途に供される部分

(3) 省令により指定されるもの（省令第4条の3）

工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

ア 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供されるもの及びこれに附属するものを除く。）

イ プラットホームの上屋

ウ 貯蔵槽（工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等）

エ 化学工業製品製造装置

オ イに掲げるものに類する工作物

(4) 防炎規制を受ける防火対象物の部分

法第8条の3、政令第4条の3で防炎規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防炎防火対象物の屋上部分及び防炎防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分。

イ 防炎規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途対象物で、防炎防火対象物の用途に供される廊下、階段等の共用部分。

(5) 防炎規制を受けない防火対象物の部分

高層建築物のうち共同住宅に掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日消防安第49号）第1、1(1)ア～カ、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日消防予第170号）第3、1、または「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成8年8月30日消防予第340号）第3、3に適合するものの住戸及び平成17年消防庁告示第2号第3に適合する特定共同住宅等の住戸等に使用するじゅうたん等。

3 防炎対象物品

法第8条の3第1項及び政令第4条の3第3項で定める防炎対象物品は次による。

防炎対象物品	防炎対象物品に含むもの	防炎対象物品に該当しないもの
カーテン類	カーテン	<ul style="list-style-type: none"> ・布製のアコーディオンドアー、衝立て
	布製のブラインド	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾のため壁にそってさげられている布製のもの、ノレン、装飾幕、紅白幕等で下げ丈がおおむね1m以上のもの ・厨房、火気使用部分等で火災危険のある場所で使用するノレン類については大きさに関係なく全て対象となる
	どん帳、暗幕、舞台で使用する幕	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館で使用される映写用スクリーン
	大道具の合板、展示用合板	<ul style="list-style-type: none"> ・展示用台パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等
	工事用シート	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用シート
じゅうたん類	じゅうたん	<ul style="list-style-type: none"> ・織りカーペット(だん通を除く。)をいう
	毛せん	<ul style="list-style-type: none"> ・フェルトカーペットをいう
	タフティッドカーペット、ニッティッドカーペット、フックドラック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・接着カーペットとは、フロックカーペット及びコードカーペットをいう。
	ござ	<ul style="list-style-type: none"> ・いぐさ、ポリプロピレン、竹ござ
	人工芝	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に敷かれた人工芝
	合成樹脂製床シート	<ul style="list-style-type: none"> ・クッションフロア
		<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ2m²以下のじゅうたん ・じゅうたん等の下敷材(アンダーレイ、クッション、フェルト等) ・壁に掛ける装飾用じゅうたん ・毛皮製床敷物 ・美術工芸品又は手工芸品的なだん通及びチューブマット ・毛製だん通、絹製だん通 ・畳 ・接着剤で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル、クッションフロア ・屋外の観覧席のグランド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

※ だんつう「段通」：手織りの高級敷物。ペルシャ段通・中国段通が有名。厚手の織物であるが工芸的に扱われ、じゅうたんとは区別されている。

4 防炎表示

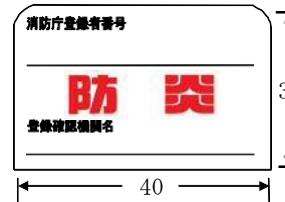
(1) 法第8条の3第2項の規定による防炎性能を有する旨の表示(以下「防炎表示」という。)は、次の各号に定めるところによる。

ア 防炎表示を附する者は、省令第4条の6第1項による総務大臣又は消防庁長官の登録を受けた法人であること。

イ 防炎ラベルの様式

防炎物品に附する防炎性能を有するものである表示(防炎表示ラベル)は、省令第4条の4第1項第2号に定める様式(第2-1表)によるものである。

第2-1表

防炎物品の種類		防炎表示の様式	
1 布製ブラインド、展示用合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料			
2 じゅうたん等及びその材料			
3 1及び2に掲げる防炎物品以外の防炎物品	イ 消防庁長官が定める防炎性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの	
		(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの	
		(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

備考

- ① 防炎表示の様式の欄の数字の単位はミリメートルとする。
- ② 様式の色彩は、地は白色、文字のうち「防炎」にあっては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあっては黒色、その他のものにあっては緑色、横線を黒色とする。
- ③ 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防炎性能について自己確認した者の名称」とする。

ウ 防炎ラベルの表示方法

- (ア) 省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法については、第2-2表の表示方法により、防炎物品ごとに見やすい箇所に行うこと。

第2-2表

防炎物品の種類		表示方法	縫付	ちょう付	下げ札	釘打ち 又は ピン止め	溶着
カーテン及び暗幕	耐洗濯性能を有するもの	<input type="radio"/>					
	耐洗濯性能を有しないもの		<input type="radio"/>				
じゅうたん等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
布製ブラインド		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
合板			<input type="radio"/>				
どん帳その他舞台部において使用する幕		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
工事用シート	メッシュシート等溶着の困難なもの	<input type="radio"/>					
	上記以外のもの	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
防炎対象物品（合板を除く）の材料			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

備考

- ① 合板については、展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性と実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため裏面表示を合わせて行うこと。
- ② 溶着用防炎ラベルの剥離強度の確認方法について
上記①により、防炎ラベルを溶着によって付す場合には、防炎ラベルを溶着した状態についてJIS K 6328（ゴム引布）に準拠する測定方法で、必要な剥離強度を有すること。
- ③ 工事用シートへの溶着については、②に掲げる方法で溶着用ラベルの剥離強度を確認すること。

(2) 防炎表示者の登録等

平成13年2月6日付消防予第42号通知「防炎表示制度の運用」により、消防庁長官の登録を受けた者に対し、業種番号（アルファベット）・地区番号（○付番号）・業者番号（番号）が付与される。なお、北海道の地区番号は①である。